

## 目 次

### 教育委員会規則

- 学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
- 北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 4

### § 公布された教育委員会規則のあらまし §

#### ◆学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第7号）

##### 1 趣旨

視覚障害者等である児童生徒等の就学に関する手続について定めた学校教育法施行令の一部改正、北海道小樽聾学校及び北海道釧路聾学校の廃止並びに北海道釧路鶴野支援学校の新設に伴い、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

- (1) 視覚障害者等である児童生徒等の就学について、市町村教育委員会が、その者の障害の状態や教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先を決定する仕組みに改められたことに伴い、規定の整備を行うこととした（第22条の2、第23条、別記第23号様式の2及び3並びに別記第24号様式関係）。
- (2) 視覚障害者等である児童生徒等による区域外就学について、その住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させることができること、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合の保護者からの届出先が、その児童生徒等の住所の存する市町村教育委員会に改められたことに伴い、規定の整備を行うこととした（第24条の2、第25条、第28条、第30条、別記第25号様式の2、別記第37号様式及び別記第40号様式関係）。
- (3) 北海道小樽聾学校の廃止に伴い、同校の通学区域を北海道札幌聾学校の通学区域に含め、「北海道釧路聾学校」を「北海道釧路鶴野支援学校」に改めることとした（別表第2関係）。

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、平成25年11月1日から施行することとした。ただし、別表第2の改正規定は平成26年4月1日から施行することとした。

#### ◆北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第8号）

##### 1 趣旨

北海道釧路鶴野支援学校等の新設及び北海道小樽聾学校等の廃止に伴い、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者に対する教育のうち北海道立特別支援学校が行うものに関する規定を整備するため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の表中、北海道星置養護学校ほしみ高等学園の項、北海道美深高等養護学校あいべつ校の項及び北海道釧路鶴野支援学校の項を加え、同表北海道小樽聾学校の項及び北海道釧路聾学校の項を削ることとした。

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行することとした。

## 教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。  
平成25年10月15日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

北海道教育委員会規則第7号

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

学校教育法施行細則（昭和53年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第22条の2の見出し中「認定就学者」を「学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当である者（視覚障害者等でなくなった者を除く。）」に、同条第1項中「認定就学者として小・中学校に就学すべき者」を「学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当である者（視覚障害者等でなくなった者を除く。）」に、同条第2項中「認定就学者として小・中学校に就学させることが適当でない者」を「特別支援学校に引き続き就学させることが適当である者」に改める。

第23条の見出し及び同条第1項中「視覚障害者等」を「認定特別支援学校就学者」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

（区域外就学等の届出の通知）

第24条の2 施行令第13条の2の通知は、区域外就学等の届出の通知書（別記第25号様式の2）をもってしなければならない。

第25条第1項第1号中「及び同令第18条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒」を削る。

第28条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第28条 削除

第29条に見出しとして「（区域外就学等）」を付する。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

別表第2の表中

北海道札幌聾学校	札幌市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、恵庭市、新篠津村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由月形町、浦臼町及び新十津川町
北海道小樽聾学校	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川

、江別市、赤平市、三笠市、北広島市、石狩市、当別町、仁町、長沼町、栗山町、

---

、ニセコ町、真狩村、留寿、岩内町、泊村、神恵内村、村

を

北海道札幌聾学校	札幌市、小樽市、夕張市、岩三笠市、千歳市、滝川市、砂当別町、新篠津村、島牧村、村、留寿都村、喜茂別町、京恵内村、積丹町、古平町、仁上砂川町、由仁町、長沼町、
----------	--------------------------------------------------------------------------------

見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、川市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩市、寿都町、黒松内村、蘭越町、ニセコ町、真狩極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、栗山町、月形町、浦臼町及び新十津川町

に、北海道釧路聾学校の項中「北海道釧

路聾学校」を「北海道釧路鶴野支援学校」に改める。

別記第23号様式の2の1中「認定就学者として小・中学校に就学すべき者」を「学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当である者（視覚障害者等でなくなった者を除く。）」に、「認定就学者として小・中学校に就学することが適当と思われず」を「当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当である旨」に、「認定就学者として小・中学校に就学すべき旨」を「当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当である旨」に、同様式の2中「認定就学者として小・中学校に就学すべき者」を「学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当である者（視覚障害者等でなくなった者を除く。）」に、「認定就学者として小・中学校に就学することが適当と思われず」を「当該学齢児童又は学齢生徒の住所

の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当である」に、「認定就学者として小・中学校に就学すべき旨」を「当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当である旨」に改める。

別記第23号様式の3中「認定就学者として小・中学校に就学させることが適当でない者」を「特別支援学校に引き続き就学させることが適当である者」に、「認定就学者として小・中学校に就学することが適当である」を「当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当である」に、「認定就学者として小・中学校に在学させることが適当でない」を「当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当である」に、「認定就学者として小・中学校に就学させることが適当でない旨」を「当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当である旨」に改める。

別記第24号様式中「視覚障害者等通知書」を「認定特別支援学校就学者通知書」に、「視覚障害者等の氏名」を「認定特別支援学校就学者の氏名」に、「視覚障害者等である旨」を「特別支援学校に就学させるべき旨」に、「(視覚障害者等)名簿」を「(認定特別支援学校就学者)名簿」に改める。

別記第25号様式の次に次の1様式を加える。

**別記第25号様式の2**（第24条の2関係）

平成 年 月 日																							
北海道教育委員会 様																							
市町村教育委員会 印																							
区域外就学等の届出の通知書																							
<p>次の児童生徒等について、学校教育法施行令第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知の後に、第9条第1項又は第17条の届出があったので、第13条の2の規定により通知します。</p>																							
記																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">学校教育法施行令第11条第1項（準用する場合を含む。）による道への通知年月日</td> <td style="padding: 5px;">文 書 番 号</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	学校教育法施行令第11条第1項（準用する場合を含む。）による道への通知年月日	文 書 番 号																					
学校教育法施行令第11条第1項（準用する場合を含む。）による道への通知年月日	文 書 番 号																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">就学年次</td> <td style="padding: 5px;">住 所 地</td> <td style="padding: 5px;">学齢簿番号</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	就学年次	住 所 地	学齢簿番号																				
就学年次	住 所 地	学齢簿番号																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">学 児 童 生 徒 の 住 所</td> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td style="padding: 5px;">生 年 月 日</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">性 別</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td colspan="3" style="padding: 5px;">住 所</td> </tr> </table>	学 児 童 生 徒 の 住 所	氏 名	生 年 月 日			性 別			住 所			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">保 護 者</td> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td style="padding: 5px;">学齢児童生徒との関係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住 所</td> <td></td> </tr> </table>	保 護 者	氏 名	学齢児童生徒との関係	住 所		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">就学する学校</td> <td style="padding: 5px;">設置者</td> <td style="padding: 5px;">入 学 期 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">名 称</td> <td></td> </tr> </table>	就学する学校	設置者	入 学 期 日	名 称	
学 児 童 生 徒 の 住 所		氏 名	生 年 月 日																				
		性 別																					
	住 所																						
保 護 者	氏 名	学齢児童生徒との関係																					
	住 所																						
就学する学校	設置者	入 学 期 日																					
	名 称																						

備考 大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第26号様式中「他の都府県立学校や、札幌市立、国立大学附属、あるいは私立の特別支援学校」を「子供さんの住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校

を除く。)以外の小学校、中学校若しくは中等教育学校、又は道立特別支援学校以外の特別支援学校」に、「先方」を「就学を承諾する権限を有する者」に改め、「承諾書を付けて」の次に「市町村教育委員会へ」を加える。

別記第37号様式を次のように改める。

別記第37号様式 削除

別記第40号様式を次のように改める。

別記第40号様式 削除

**附 則**

この教育委員会規則は、平成25年11月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成25年10月15日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

**北海道教育委員会規則第8号**

北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則（平成19年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表中 「北海道星置養護学校」 知的障害者である児童及び生徒に対す

る教育	を	北海道星置養護学校	知的障害者である児童及び
		北海道星置養護学校 ほしみ高等学園	知的障害者である生徒に対

生徒に対する教育  
する教育」に改め、同表北海道小樽聾学校の項を削り、同表中 「北

海道美深高等養護学校」 知的障害者である生徒に対する教育

を	北海道美深高等養護学校	知的障害者である生徒に対する教育
	北海道美深高等養護学校 あいべつ校	知的障害者である生徒に対する教育

に改め、同表北海道釧路聾学校の項を削り、同表北海道釧路養護学校の項の次に

次のように加える。

北海道釧路鶴野支援学校	聴覚障害者である幼児、児童及び生徒並びに知的障 ある生徒に対する教育
-------------	---------------------------------------

害者で

**附 則**

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行する。